

名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第29号

名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項を削る。

第 6 条中「第 8 条第 1 項」の次に「本文」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。